

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月23日（月）午後3時00分から午後3時30分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 出席委員 （12人）

会長	1 番	東 條	操
会長職務代理者	2 番	河 原	功
委員	3 番	長 江	操
	4 番	森 崎	茂
	5 番	柏 木	和 生
	6 番	大 西	整
	7 番	山 下	哲 男
	8 番	松 長	護
	9 番	山 本	光 雄
	11 番	加 藤	秀 敷
	12 番	谷 渕	孝 雄
	13 番	和 久	義 弘

4. 欠席委員 （ 1 人）

10 番 星 山 隆 啓

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第1号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山 本 利 也

書記 瀧 倉 裕 介

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成28年度1月総会を開会いたします。
はじめに、東條会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日、星山隆啓委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、13名中12名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を東條会長にお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、9番 山本光雄委員、11番 加藤秀数委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の瀧倉裕介さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見について」を、議案に供します。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページと2ページをご覧ください。佐那河内村長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見を求められています。農用地区域への編入の案件が9件、農用地区域からの除外の案件が4件となっています。

まず、議案書の1ページは農用地区域への編入の案件であり、編入しようとする土地の所在、地番は、[REDACTED] 47番2、現況 畑、23㎡外8筆あり、編入しようとする土地の面積は6,121㎡で、利用者は8名です。

編入の理由は、すべて中山間地域等直接支払制度の第5期対策への加入にかかる案件であり、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号の、当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地に該当すると考えます。

この案件は、6月総会時点では地籍調査の結果が反映されていなかった地域を対象に新規の追加と新しくできた地番を編入しています。

続きまして議案書の2ページは農用地区域からの除外の案件であります。

整理番号1の土地所有者の住所、氏名は、[REDACTED]の[REDACTED]さんです。除外する字、地番は、[REDACTED] 52番2、現況 畑、226㎡で、転用目的は太陽光発電になり、転用予定者は[REDACTED]の[REDACTED]さんとなっております。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の除外ができる要件として、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、除外により農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化や、効率的に農業経営を

営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること等とされており、除外ができる要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございました。それでは、整理番号1について説明いたします。

議 長 資料1の地図の3ページをご覧ください。■■■■■さんから申請がでています。この地図にありますように■■■■■52-2というのは古屋敷のある東になります。今現在、雑柑から庭木まで植わっています。先日■■■■■さんと話をしていますとそれと取り除けて、家の下にあるような■■■■■をしたいとのことです。別にとりにも迷惑がかからないようですのでご審議よろしくをお願いします。

議 長 何かご質問がありましたら。

議 長 以前母屋の下のところに■■■■■をしております。今度は■■■■■だと言われていました。

議 長 整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

11番 ちょっといいですか。農用地区域の編入についてですが、編入は9件あるのですが、連絡等はされるのですか。

事務局 今回の件につきましては、この地域は前回の時には地籍調査の結果がまだ反映されていませんでしたが、今回地籍調査の結果が反映されましたので、編入しています。中山間地域等直接支払に関する見直しによる編入は一括で申請があり、数も多いので、一人一人に編入結果の連絡はしていません。

【地籍調査による地番の増加について説明】

議 長 よろしいでしょうか。異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の土地所有者の住所、氏名は、■■■■■
■■■■■の■■■■■さんです。除外する字、地番は、■■■■■42番5、現況 田、
459㎡ほか1筆で合計641㎡、転用目的は資材置場になり、転用者は■■■■■
■■■■■の■■■■■さんとなっております。

この案件につきましては、■■■■■さんが農地に隣接する■■■■■さん宅を購入しており、自宅裏の農地を資材置場にする計画となっております。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の除外ができる要件として、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、除外により農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化や、効率的に農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること等とされており、除外ができる要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、補足説明がありましたら、関係委員さんからお願いします。

13番 この場所は、ここから■■■■■の■■■■■の前あたりにあります。■■■■■から家に向けて入る道がありますが、裏に行くには、■■■■■からは家を通らないと行けない場所です。この田には、別の所から■■■■■さんと倉庫の間を通り、道が角までついています。ここが資材置場になっても大丈夫だと思います。

す。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

5 番 田の前どうなっている。

13番 前は家になっている。

5 番 ■■さんはこの家を買うのですか。

事務局 ■■さんからは、この家も合わせて一括で購入する相談を受けています。

5 番 もう家は買っているのですか。

事務局 買っています。

議 長 ほかにございませんか。

それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の土地所有者の住所、氏名は、■■■の■■■さんです。除外する字、地番は、■■■28番1、現況 畑、841㎡、転用目的は駐車場になり、転用者は■■■の■■■となっております。

この案件につきましては、■■■の事務所を■■■の■■■に設置予定ですが、事務所として使用するには駐車場が少ないために、申請地を駐車場として整備するものです。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の除外ができる要件として、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、除外により農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化や、効率的に農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること等とされており、除外ができる要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。

地元委員さんから補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

13番 この場所ですが、■■■の■■■を挟んで前になります。事務所ができますので、■■■の前にも10台くらい駐車場はありますが、足りないのだからを駐車場にいたします。よろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

11番 ■■の前ですか。

13番 ■■の手前です。■■■は地図から言えばまだ奥になります。

8 番 ここは道よりも下ですか。

13番 丁度たいたいくらいです。

6 番 野菜を作っているところですか。

13番 そうです。

議 長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4の土地所有者の住所、氏名は、■■■■の■■■さんです。除外する字、地番は、■■■■45、現況 畑、297㎡ほか2筆で合計1,767㎡です。、転用目的は植林になります。

この案件につきましては、すでに農地の一部に桜の植林をしており、今回転用に伴う案件として除外の申請がありました。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の除外ができる要件として、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、除外により農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化や、効率的に農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること等とされており、除外ができる要件を満たしていると考えます。

議長 補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

2 番 ■■■■の家の下から■■■■に向けて行き、■■■さんの倉庫の手前に■■■さんの家があります。■■■さんは高齢であり、■■も村外にいて、農業はできないので桜を植えたいと言っていた。花を見て暮らしたいと。田はもう耕作できないと言っていて、もう既にスダチの所に桜を植えていて、スダチもいつ切ってもかまわないと言っていた。道のところにも桜を植えている。

5 番 土手のところにも植えている。

2 番 ああいうようにしたいみたい。

5 番 いちごをしているのでは、

2 番 いちごもいつ辞めるのかわからない。

6 番 52-1の周辺に他人さんの田はないのか。

2 番 52-1の前にある。南側にある。

6 番 日照権とは問題はないのか。

2 番 南側なので問題はない。

4 番 道が暗くなるだけ。

議長 植林する場合は、隣に木が植わっていたら、植林はできるという。

6 番 最初は小さくても大きくなるから。日陰になったとか。

議長 隣の田は誰のものかわかる。

事務局 隣は■■■さんになります。

6 番 いちごの苗の高床は反対側ですか。

2 番 ■■■の西側。

6 番 ■■■の下。

2 番 そう。

議長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 特にありません。

5 番 ちょっと話を蒸し返すようだけど、整理番号2は資材置場とあるが車が入

っていく道はあるのか。以前周辺の農地に行くのにコンクリートの境を歩いたことがあるが。

事務局 ■さんところの前までは車は入っていただけます。ただ、段差は用水を挟んで1 m以上あります。そこから重機等は難しいですが、家からは入って行くことができます。

5 番 家から入れる。

事務局 はい。

3 番 家の土地から続いているのではないですか。

事務局 そうです。

議長 よろしいですか。それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成28年度1月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 東條 操

佐那河内村農業委員会委員 山本 光雄

佐那河内村農業委員会委員 加藤 秀數